

熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第90号）の一部を次のように改正する。

目次及び第1章の章名を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

第2章を削り、第3条の次に次の1条を加える。

（記録の保存期間）

第4条 前条の場合において、省令第54条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。

2 前項の規定は、次に掲げる事業について準用する。

- (1) 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業
- (2) 指定介護予防訪問看護の事業
- (3) 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の事業
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーションの事業
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護の事業（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を含む。）
- (7) 共生型介護予防短期入所生活介護の事業
- (8) 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業
- (9) 指定介護予防短期入所療養介護の事業（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を含む。）
- (10) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業
- (11) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業
- (12) 指定介護予防福祉用具貸与の事業
- (13) 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業
- (14) 指定特定介護予防福祉用具販売の事業

第3章第1節から第3節まで、同章第4節の節名及び第51条の2から第56条までを削る。

第56条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定は、前条第2項各号に掲げる事業について準用する。

第56条の2を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

(評価結果の公表及び外部評価の活用)

第6条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、省令第56条第2項に規定する評価の結果を公表しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

3 前2項の規定は、第4条第2項各号に掲げる事業について準用する。

(身体的拘束等の実施に係る報告義務等)

第7条 指定介護予防短期入所生活介護事業者（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を含む。以下同じ。）は、市長の求めに応じ、省令第136条第2項（省令第159条において準用する場合を含む。）に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

3 前2項の規定は、第4条第2項各号（第7号から第11号までに限る。）に掲げる事業について準用する。

第57条、第3章第5節及び第6節、第4章から第13章まで並びに第14章の章名を削る。

第267条に見出しとして「(指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件)」を付し、同条を第8条とする。

附則第2条の前の見出し及び同条から附則第17条までを削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の一部改正に伴い、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。